

大阪府
知事 橋下 徹 様
大阪府教育委員会
委員長 生野 照子 様

2010年3月15日
大阪教育合同労働組合
執行委員長 武井 博道
大阪学校事務労働組合
執行委員長 銅 則夫

2010年春闘要求書

第1章 はじめに

新自由主義・市場原理主義に基づく「小泉改革」「規制緩和政策」が、多くの差別と格差の拡大を生んできたことが、ようやく社会問題となりつつあった矢先、アメリカのサブプライムローンの破綻に端を発した「世界同時不況」をきっかけとする日本国内での大企業・資本家による労働者の首切りや際限のない長時間労働の強化は、労働者を貧困と生命の危機にまで追いやっている。

大阪府においても小泉元首相の「三位一体改革」による歳入の落ち込みに加えて、長引く不況による税収減が自治体財政を厳しくしているが、橋下知事は、先述の資本家・企業家あるいは国の政治家と変わらず、労働者の賃金を失策の穴埋めに使い、福祉と教育を切り下げ、労働行政で規範を示すべき大阪府が、率先して労働者の首切りを実行したのだ。

一方では、相変わらずの上級幹部職員優遇の給与制度を維持しつつ、他方で臨時職員を含む全ての職員の賃金カットを強行し、加えて人事査定制度をもって一般職員間にも差別と格差を増大させ、職場を荒廃させている。

我々は、橋下知事が進める府民や労働者に犠牲を強いる「弱い者いじめ」の大阪府政を認めるわけにはいかない。我々は、大阪府に働く全ての労働者の雇用の確保と、差別賃金の打破を求め以下の要求を行なう。

第2章 賃金に関して

07年度実施の「給与構造改革」による総賃金抑制政策と、連続する一時金カット、月例給与のカットの強行により我々の給与は、全国最低水準にまで引き下げられた。また、同一価値労働を課しながら、正規と非正規との間に歴然と差別賃金を生じさせている。したがって、以下の要求に応じること。

1 一時金、月例給与のカットを止め、「国準拠の見直し」をすることなく07年度の「給与構造改革」以前の給与水準に戻すこと。また、一時金の役職段階別加算を廃止すること。

2 「評価・育成システム」の一時金、昇給への反映を止めること。昇給は、従来の普通昇給・特別昇給の形で実施すること。

3 「評価・育成システム」の評価結果の分布率を次の項目について明らかにすること。
・男女別 ・職種別 ・年代別（20代、30代、40代、50代、60代）

4 教育職給料表の「特2級」を廃止すること。

5 常勤講師の一時金は、基準日主義をやめ労働日数に応じて支給すること。

6 事務職員・栄養職員の時間外勤務手当6%相当分を本俸化すること。また、教員を

含め労働基準法通りの時間外勤務手当を支給すること。

7 退職手当のカットをやめること。調整額を廃止し「給与構造改革」以前の退職手当制度に戻すこと。

8 育児休業中の賃金を全額保障すること。

9 臨時講師・職員の賃金にかかわって
臨時講師の賃金を2級に格付けすること。

最高号給の頭打ちをなくすこと。

昇給制度を導入すること。

給料月額決定にあたり経験年数を割り引かないこと（職員の給料に関する規則13条の4に準ずること）

空き期間に賃金を保障すること。

10 諸手当について支給率・額・基準等を改善すること。

11 非常勤講師・非常勤（若年）特別嘱託員・教育専門員・非常勤補助員にかかわって
非常勤講師の賃金算定方法を「週1コマあたり月額単価」制に戻すこと。

非常勤（若年）特別嘱託員の賃金を2002年度水準に戻すこと。教育専門員の賃金を制度導入時水準に戻すこと。

非常勤職員の雇用を保障し、これまでと同等以上の賃金を支給すること。

非常勤講師・非常勤（若年）特別嘱託員・教育専門員・非常勤職員に正規職員と同率の年間一時金を支給すること。

非常勤講師・非常勤（若年）特別嘱託員・教育専門員・非常勤職員に退職金を支給すること。

時間外労働に対して時間外勤務手当を支給すること。

交通費を実費支給すること。

第3章 労働条件の改善に関して

1 勤務時間短縮にかかわって、実効性のある措置を講じること。

2 現任する講師を優先して継続雇用すること。

3 長期休業中に病休講師を解雇しないこと。

4 事務職員の配置は標準法を遵守すること。

5 非常勤講師・職員にも大阪府が直接福利厚生事業を実施すること。

6 義務教育国庫負担金の負担率を1/2に復元するよう国に働きかけること。

以上